医療法人社団翔水会　行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和３年　３月１６日～令和５年　２月１５日までの２年間

２．内容　　目標１：　妊娠中の女性従業員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して従業員に配布し、制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和３年　４月～　従業員へのヒアリング調査、検討開始
- 平成３年　８月～　制度に関するパンフレットの作成・配布し周知する

目標２：　令和３年　７月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢拡大等弾力的な運用及び無給から一部有給への検討をする）。

＜対策＞

- 令和３年　４月～　法に基づく諸制度の調査をする。
- 令和３年　６月～　法を上回る制度を導入する場合は、就業規則の整備を行う。
- 令和３年　７月～　従業員への周知をする。

目標３：　令和４年１２月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

- 令和３年　９月～　法に基づく諸制度の調査をする。
- 令和３年１０月～　法を上回る制度を導入する場合は、就業規則の整備を行う。
- 令和３年１２月～　従業員への周知をする。